

会議案第2号

議員派遣の件

令和8年9月10日

本議会は、士幌町議会会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

士幌町議会議長 河口 和吉

記

1 十勝町村議会議長会主催の議員研修会

- (1) 目 的 議会活動の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 士幌町
- (3) 期 間 令和8年10月14日の1日間
- (4) 派遣議員 全議員
- (5) 特記事項 派遣内容に変更を要するときは、その取扱いを議長に一任するものとする。